長崎県建設工事検査実施要領（案） ICT関連　新旧対応表

新

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲		施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2		掘削工	基準高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は掘削部の両端で測	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−200				
							ℓ≧5m	法長の−4%				
					掘削工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」，または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

旧

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲	施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2		掘削工	基準高　▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は掘削部の両端で測	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−200			
							ℓ≧5m	法長の−4%			

長崎県建設工事検査実施要領（案） ICT関連　新旧対応表

新

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲		施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 共通土工	3		盛土工	基準高　▽		−50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は各法肩で測定。	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長の−2%				
						幅　W1　W2		−100				
					盛土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」，または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	
						天端	標高較差	−50	−150			
						法面4割＜勾配	標高較差	−50	−170			
						法面4割≧勾配（小段含む）	標高較差	−60	−170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

旧

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲	施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 共通土工	3		盛土工	基準高　▽		−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は各法肩で測定。	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100			
							ℓ≧5m	法長の−2%			
						幅　W1　W2		−100			

長崎県建設工事検査実施要領（案） ICT関連　新旧対応表

新

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲		施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高　▽		±50		施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長の−2%				
						幅　W1　W2		−100				
					路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」，または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

旧

許容範囲及び合格判定値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	検査項目		許容範囲	施工管理測定基準	検査頻度	摘要
1 共通編	4 土工	3 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高　▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	施工延長200mにつき1箇所以上。施工延長200m以下のものは1施工箇所につき3箇所以上。	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−100			
							ℓ≧5m	法長の−2%			
						幅　W1　W2		−100			